

平成 22 年 3 月 25 日
財務省千葉財務事務所

地方向け財政融資資金の補償金免除繰上償還を実施しました

財務省は、本日、平成 19 年度から平成 21 年度までの臨時特例措置として、徹底した行政改革・経営改革の実施等を条件に、地方公共団体に対する財政融資資金（旧資金運用部資金）の一部について、補償金を免除した繰上償還を実施しました。

なお、今回実施した関東財務局千葉財務事務所管内の団体数及び当該団体の繰上償還額等は以下のとおりです。

団体数	:	34 団体
うち、県	:	1 団体
政令指定都市	:	1 団体
市町村	:	24 団体
一部事務組合等	:	8 団体
（全国：1,100 団体、関東財務局管内：255 団体）		
繰上償還額	:	163 億円
（全国：6,191 億円、関東財務局管内：1,482 億円）		
補償金免除相当額	:	37 億円
（全国：1,443 億円、関東財務局管内：355 億円）		

【参考】3ヶ年（平成 19 年度～平成 21 年度）の合算額

団体数	:	50 団体
うち、県	:	1 団体
政令指定都市	:	1 団体
市町村	:	35 団体
一部事務組合等	:	13 団体
繰上償還額	:	874 億円
補償金免除相当額	:	200 億円

（注）金額は、億円未満について四捨五入。

【別紙】平成 21 年度実施補償金免除繰上償還額等

【参考 1】平成 19 年度～21 年度実施補償金免除繰上償還額等

【参考 2】地方向け財政融資資金の繰上償還に係る補償金免除の概要

【連絡先・問い合わせ先】

財務省関東財務局千葉財務事務所財務課
電話：043-251-7213

平成21年度実施補償金免除繰上償還額等

(1) 管内都県別

(単位:億円)

区 分	団体数	繰上償還額	補償金免除相当額	区 分	団体数	繰上償還額	補償金免除相当額
茨 城 県	37	248	59	神 奈 川 県	5	175	42
栃 木 県	24	74	18	新 潟 県	22	198	51
群 馬 県	21	73	18	山 梨 県	18	56	13
埼 玉 県	25	144	37	長 野 県	64	315	70
千 葉 県	34	163	37	管 内 計	255	1,482	355
東 京 都	5	35	10	全 国 計	1,100	6,191	1,443

(注)繰上償還額及び補償金免除相当額は、単位未満四捨五入。

(2) 千葉県内団体別

(単位:百万円)

団 体 名	繰上償還額	補償金免除相当額	団 体 名	繰上償還額	補償金免除相当額
千 葉 県	1,116	196	栄 町	123	18
千 葉 市	1,653	242	大網白里町	342	66
船 橋 市	311	92	横 芝 光 町	79	23
木 更 津 市	541	129	神 崎 町	16	4
野 田 市	1,689	433	多 古 町	266	75
茂 原 市	120	22	東 庄 町	108	20
東 金 市	373	72	御 宿 町	52	15
柏 市	1,978	476	鋸 南 町	277	78
勝 浦 市	168	45	長 生 郡 市 広 域 市 町 村 圏 組 合	1,999	602
我 孫 子 市	210	62	三 芳 水 道 企 業 団	120	34
鎌 ヶ 谷 市	211	33	君 津 中 央 病 院 企 業 団	728	187
印 西 市	168	33	九 十 九 里 地 域 水 道 企 業 団	333	72
白 井 市	77	18	山 武 郡 市 広 域 水 道 企 業 団	142	35
鴨 川 市	145	35	八 匝 水 道 企 業 団	46	9
旭 市	709	108	南 房 総 広 域 水 道 企 業 団	221	65
い す み 市	611	126	長 門 川 水 道 企 業 団	4	1
匝 瑳 市	52	13	計 (34団体)	16,339	3,721
香 取 市	1,351	281			

(注)繰上償還額及び補償金免除相当額は、単位未満四捨五入。

【参考1】

平成19年度～21年度実施補償金免除繰上償還額等

(1) 管内都県別

(単位:億円)

区 分	団体数	繰上償還額	補償金免除相当額
茨 城 県	45	1,052	262
栃 木 県	27	440	105
群 馬 県	34	400	100
埼 玉 県	50	1,048	234
千 葉 県	50	874	200
東 京 都	16	227	56

区 分	団体数	繰上償還額	補償金免除相当額
神 奈 川 県	11	1,805	427
新 潟 県	27	902	210
山 梨 県	22	312	81
長 野 県	80	1,019	243
管 内 計	362	8,077	1,917
全 国 計	1,500	32,320	7,571

(注)繰上償還額及び補償金免除相当額は、単位未満四捨五入。

(2) 千葉県内団体別

(単位:百万円)

団 体 名	繰上償還額	補償金免除相当額
千 葉 県	15,706	3,325
千 葉 市	7,297	1,133
銚 子 市	1,273	270
船 橋 市	3,101	649
木 更 津 市	3,265	788
松 戸 市	3,483	810
野 田 市	3,912	1,123
茂 原 市	908	154
佐 倉 市	1,261	250
東 金 市	2,397	539
習 志 野 市	3,594	942
柏 市	6,117	1,495
勝 浦 市	721	210
我 孫 子 市	1,231	263
鎌 ヶ 谷 市	211	33
四 街 道 市	535	103
八 街 市	95	10
印 西 市	350	70
白 井 市	563	94
富 里 市	248	59
鴨 川 市	326	67
旭 市	1,534	277
い す み 市	1,810	497
匝 瑳 市	820	178
南 房 総 市	130	29
香 取 市	4,275	943

団 体 名	繰上償還額	補償金免除相当額
山 武 市	52	8
栄 町	893	156
白 子 町	2	0
長 柄 町	34	3
大 網 白 里 町	1,008	292
横 芝 光 町	1,485	540
神 崎 町	194	41
多 古 町	571	140
東 庄 町	456	86
御 宿 町	152	47
鋸 南 町	394	107
北 千 葉 広 域 水 道 企 業 団	3,769	823
君 津 広 域 水 道 企 業 団	4,676	1,337
長 生 郡 市 広 域 市 町 村 圏 組 合	2,132	616
三 芳 水 道 企 業 団	342	108
君 津 中 央 病 院 企 業 団	1,070	259
組 合 立 国 保 院 成 東 病 院	1,084	312
九 十 九 里 地 域 水 道 企 業 団	1,258	277
山 武 郡 市 広 域 水 道 企 業 団	260	50
八 匝 水 道 企 業 団	712	129
印 旛 郡 市 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合	715	137
南 房 総 広 域 水 道 企 業 団	419	138
香 取 市 東 庄 町 病 院 組 合	191	34
長 門 川 水 道 企 業 団	334	68
計 (50 団 体)	87,363	20,019

(注1)団体名は、平成22年3月25日現在であり、繰上償還実施後の合併団体については旧団体の実施額を合算している。

(注2)繰上償還額及び補償金免除相当額は、単位未満四捨五入。

地方向け財政融資資金の繰上償還に係る補償金免除の概要

趣 旨

地方公共団体の厳しい財政事情等を踏まえ、平成 19 年度から平成 21 年度までの臨時特例措置として、徹底した行政改革・経営改革の実施等を条件に、地方公共団体に対する財政融資資金の貸付金の一部について、補償金を免除した繰上償還を実施。

対象となる地方債

平成 4 年 5 月 31 日までに貸し付けられた金利 5%以上の地方債。

4 条 件

補償金免除による繰上償還は、以下のように「4 条件」を満たし、法律に基づいて行うことを要件とする。

抜本的な行政改革・事業見直しが行われること

繰上償還の対象となる事業と他の事業について、明確な勘定分離ないし経理区分が行われ、他の事業に対する財政融資資金が繰上償還対象事業に流用されないことが確認されること

財政健全化・公営企業経営健全化へ向けた新規の計画が策定・実施されること

財政状況の厳しい団体について、補償金を免除した繰上償還と併せて抜本的な行政改革が行われることにより、早期の財政健全化が図られ、最終的な国民負担の軽減につながると認められること

繰上償還実施時期

金利区分に応じ次の時期に繰上償還を行う。

平成 20 年 3 月：金利 7%以上の地方債

平成 21 年 3 月：金利 6%以上 7%未満の地方債

平成 22 年 3 月：金利 5%以上 6%未満の地方債

(注)ただし、やむを得ない事情があると認められる場合には、平成 21 年 3 月に金利 7%以上、平成 22 年 3 月に金利 6%以上の地方債についても、繰上償還の対象とする。

対象団体の要件

普通会計債の対象団体要件は、下記のとおり。

金利 7%以上の地方債 : 実質公債費比率が 15%以上の団体
 実質公債費比率が 15%未満であるが、
 経常収支比率が 85%以上若しくは財
 政力指数 0.5 以下等の団体

金利 6%以上 7%未満の地方債 : 実質公債費比率が 15%以上の団体

金利 5%以上 6%未満の地方債 : 実質公債費比率が 18%以上の団体

地方債金利	対象団体の実質公債費比率	
	15%	18%
7%以上	経常収支比率が85%以上若しくは財政力指数0.5以下等の団体	
6%以上 7%未満		
5%以上 6%未満		

- (注) 1. 財政力指数が 1.0 以上の地方公共団体は対象としない。
 2. 合併市町村については、対象団体要件を緩和。
 3. 公営企業債にも、普通会計債と同様の水準の要件を適用。